

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって、企業価値を継続して高めていくことを、経営上の最重点課題の一つとして位置付けています。その実現のために、株主の皆様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等の利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えています。

また、株主・投資家の皆様へは、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、幅広い情報公開により、経営の透明性を高めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2(4)】

当社では、2019年6月19日開催の第76期定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を可能としております。議決権行使プラットフォームは現在のところ導入しておりませんが、海外の機関投資家比率や費用等を考慮のうえ、引き続き検討してまいります。また招集通知の英訳に関しましては、現在のところ作成はしておりませんが、海外投資家比率の推移によっては検討を行うことといたします。

【補充原則3-1(2)】

当社ではホームページにて英語での情報開示・提供を行っておりますが、海外投資家比率の推移を踏まえ、合理的な範囲で推進いたします。

【補充原則4-1(3)】

当社は、現時点では、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画を具体的に定めておりませんが、次世代の経営陣の育成を目的とした管理職向け研修プログラムを実施しております。後継者候補の発掘と育成が具体的、計画的に実行されていくよう、取締役会が適切に監督を行ってまいります。

【原則4-2、補充原則4-2(1)】

2018年度までの取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定額報酬は、各事業年度の会社業績に応じた業績連動部分も構成要素としておりました。2019年度からスタートした第2次中期経営計画に掲げた施策を着実に遂行し、中長期的な企業価値の向上を図っていくうえでは、業務執行取締役の報酬について、報酬と業績および株主価値との連動性をより明確化する必要があります。そのため、外部の報酬コンサルタントを利用し、外部調査機関による役員報酬調査データも活用することで、役員報酬制度の見直しを行いました。その結果、2019年度より固定報酬と業績連動報酬（短期インセンティブ）とで構成される体系へと役員報酬制度を改定いたします。また、中長期のインセンティブ型報酬については、2020年度からの導入を目指して制度設計を進めてまいります。

【補充原則4-3(2)】

CEOの選任は、当然ながら独立社外取締役も含めた取締役会の協議によって決定しておりますが、独立した指名委員会は設置しておりません。従来以上に独立社外取締役の関与・助言を得るための仕組み、形態について、取締役会にて検討してまいります。

【補充原則4-3(3)】

CEOである社長の解任につきましては、一律の評価基準や解任要件等を定めてはおりませんが、解任すべき事情が生じた場合は、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言も踏まえて協議し、決定することとしております。

【原則4-10、補充原則4-10(1)】

取締役および経営陣幹部の人選・報酬につきましては、各人の経歴・知見・実績等に関する資料に基づき、監査等委員会の意見を踏まえて取締役会で審議を行い、決定しておりますので、客観性・透明性は確保されていると考えております。しかしながら、ガバナンス強化のため客観性・透明性をさらに高めていく必要があると認識しておりますので、従来以上に独立社外取締役の関与・助言を得るための仕組み、形態について、取締役会にて検討してまいります。

【原則5-2】

当社は、中期経営計画を策定・公表しており、同計画の中で、売上高、営業利益の目標値ならびにその目標達成に向けた施策を提示しています。また、同計画の内容、進捗状況、課題等については、決算説明会や株主総会等で説明するとともに、説明会資料を当社ホームページ上に開示しています。自社の資本コスト、利益水準を踏まえた課題認識に基づき、同計画期間において、資本効率の向上およびキャッシュフロー創出力の強化等に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

(1)政策保有株式に関する方針

当社は、取引先との間で、中長期的な取引関係の維持・強化を図ることで、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、純投資目的以外の目的で、政策保有株式を保有することがあります。

政策保有株式については、毎年、取締役会で、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を銘柄毎に精査、検証し、その概要を開示いたします。

## (2)政策保有株式に係る議決権行使基準

政策保有株式に係る議決権行使については、発行会社の経営状況等を勘案し、発行会社の中長期的な企業価値の向上や株主共同の利益に資するか否か等を総合的に判断した上で、個別議案毎に適切に行使用いたします。

### 【原則1-7】

当社は、当社役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう十分に留意し、取引の合理性や取引条件の妥当性を検討しています。取締役が行う利益相反取引については、法令および取締役会規程の定めに従い取締役会の決議事項とし、当該取引を行った取締役は、遅滞なく取締役会に報告することとしております。なお、取締役の関連当事者間取引の有無については、毎期末に取締役への質問票による調査、確認を行っております。

### 【原則2-6】

当社では企業型の確定拠出年金制度を導入しており、企業年金基金制度はありません。

### 【原則3-1】

(1)当社の経営理念および中期経営計画は、当社ホームページにて公表しております。

(2)コーポレートガバナンス報告書1-1に記載のとおりです。

(3)当社は、以下の報酬ポリシーに基づき、2019年5月16日開催の取締役会において役員報酬に関する新たな方針を決議しており、その内容は次のとおりです。また、取締役(監査等委員会である取締役を除く。)の報酬額については、代表取締役社長が作成した原案について監査等委員会で審査を行い、取締役会において当該審査結果の報告を踏まえて、代表取締役に決定を一任することを決議していますが、さらに客観性・透明性を高めていくため、今後、独立した報酬委員会の設置を検討してまいります。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

#### <報酬ポリシー>

- ・市場および当社での経験・貢献に対して、適正な報酬水準と報酬構成を実現する。
- ・年度計画の達成に向けてドライブをし、中長期にわたり役員モチベーションを維持する。

#### <役員報酬に関する方針>

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、当社と規模や業種の類似する国内の他企業の報酬水準との比較および当社の財務状況を踏まえて決定されます。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されます。

- ・固定報酬は、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する他社水準をもとに設計した役位別レンジの範囲内で、各取締役の貢献と経験の評価をもとに個人別に決定されます。
- ・業績連動報酬は、短期インセンティブ(年次賞与)として、主に単年度の連結売上高および連結営業利益額の目標達成率と当期純利益を全取締役共通の評価指標とするほか、各取締役の担当部門業績なども加味して個人別に決定されます。支給額は、目標達成時を100%として、0%～150%の範囲で変動します。
- ・中長期インセンティブ型報酬は、2020年度からの導入を目指して制度設計を行います。

2. 監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されます。

## (4)

### 1. 執行役員を選任の方針と手続き

当社では経営の効率化、意思決定の迅速化を図ること、業務執行の区分を明確化すること等を目的に執行役員制度を導入しています。当社執行役員は、取締役会で決定した経営の基本方針に基づいて業務を執行する責任者と位置づけ、その選任については、以下の基準に従って代表取締役が候補者を推薦し、取締役会で決議いたします。

- 1)豊かな業務経験を有し、会社業務に精通していること
- 2)指導力・統率力・行動力および企画力に優れていること
- 3)人格・見識に優れた人物であること
- 4)心身ともに健康であること

### 2. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補の指名方針と手続き

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、活発な審議と迅速な意思決定が出来るよう上限を12名としています。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役が候補者を提案し、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出いたします。

- 1)持続的な企業価値向上に資する能力、経営を監督するに相応しい能力を有していること
- 2)現在、将来を見据えて、自らの役割を深く洞察していること
- 3)人格・見識に優れた人物であること
- 4)心身ともに健康であること

なお、解任につきましては、会社業績に対する責任の重大性、法令・社内規定等の重大な違反等で職務遂行に問題があると認められる場合などに、監査等委員会の意見も踏まえ、取締役会において協議いたします。取締役会で解任すべき事由があると判断したときには、法令に従い株主総会に解任議案を提出し、その決議をもって解任いたします。

### 3. 監査等委員である取締役候補の指名方針と手続き

当社の監査等委員である取締役は、上限を5名とし、会社法第331条第6項の定めに基づきその半数以上を社外取締役で構成することとしています。監査等委員である取締役の候補の指名については、以下の基準に従って代表取締役が候補者を提案し、監査等委員会で協議し同意を得た上で、株主総会付議議案として取締役会で決議し、株主総会議案として提出いたします。

- 1)公正かつ客観的な立場から取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務執行を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献できること
- 2)企業経営に関する深い理解、無機化学・フッ素化学に関する知見を有していること
- 3)人格・見識に優れた人物であること
- 4)心身ともに健康であること

なお、社外取締役については、独立性についても留意することとしています。

(5)取締役会は、上記選解任・指名方針を踏まえて、経営陣幹部および取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役候補者の個々の人材力を検討した上で、選解任・指名を決議しています。また、個々の選解任・指名の理由については、株主総会招集通知参考書類・ホームページ等で都度開示することといたします。

#### 【補充原則4-1(1)】

当社は、取締役会規程、決裁権限基準を定め、法令上で取締役会における決議事項とすることが定められている事項ならびに重要性等から鑑みてこれに準ずべき事項については、取締役会において判断・決定しております。取締役会において多面的に審議、決定された経営計画や事業戦略等の方向性に基づき、業務の執行を経営陣幹部に委任することで、意思決定の迅速化を図り、スピードある経営を追求しています。具体的には、重要な組織の長等をもって構成される経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項について議論する機会を設け、円滑かつ迅速な業務執行を成し得る体制を構築しています。

#### 【原則4-9】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度において以下の1)～5)に掲げる者のいずれにも該当しない場合には、独立役員であるとみなします。

- 1)当社またはその子会社の主要取引先(売上高、仕入高が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- 2)当社またはその子会社の主要借入先(借入金が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- 3)当社またはその子会社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、会計専門家、法律専門家
- 4)当社の主要株主(10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- 5)当社またはその子会社から1事業年度あたり500万円を超える寄付を受けた団体に属する者

#### 【補充原則4-11(1)】

当社は、生産部門、営業部門、研究開発部門、管理部門の各分野からの深い知見を有する取締役候補、若年層取締役候補、財務・会計・法務などの専門的分野における豊富な知識と経験を有する取締役候補の指名等により、また併せて性別等の多様性も鑑み、取締役会全体における多様化、活性化を図ることを重要視しています。その規模は、活発な審議と迅速な意思決定が図られるよう、当社定款の定めにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は12名以内、監査等委員である取締役は5名以内としております。

#### 【補充原則4-11(2)】

当社は、取締役が他会社役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規程にて定めており、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員は当社グループ以外の他会社役員を兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。監査等委員である取締役については、社外取締役3名が、当社グループ以外の他会社の役員等を兼任していますが、監査等委員長は他会社役員を兼任しておらず、当社の業務に専念できる体制となっています。また、取締役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

#### 【補充原則4-11(3)】

当社は、取締役会において「取締役会の実効性評価」を行っております。

##### 1. 実施の目的

取締役会が実効的に運営されている事を客観的に確認するとともに、抽出された課題については必要に応じて改善を図ることといたします。

##### 2. 評価の方法

全ての取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対して、以下の事項を内容とする質問票を配布し、全員からの回答を集計いたしました。その集計結果、意見等に基づき、取締役会の実効性に関する分析・評価を行いました。

取締役会の構成 / 取締役会の運営 / 取締役会の議題 / 取締役会を支える体制 等

合計26項目に関してアンケート調査を実施。

#### 3. 2018年度における取締役会の実効性に関する分析・評価の結果概要

全体を通じた評価といたしましては、以下の視点等により、取締役会の実効性は概ね確保できているものと確認いたしました。

- ・取締役会の開催頻度、議案の範囲・分量、審議時間、提案時期などは概ね適切である。
- ・重要な経営課題に関して、各取締役が議論、意見交換、助言を行っており、監督機能を適切に果たしている。
- なお、以下の事項については、更なる改善・検討が必要との意見も見られたため、引き続き向上に努めてまいります。
- ・取締役会の構成について、監督機能強化の観点から、社外取締役の更なる増員も検討すべきである。
- ・持続的成長に向けて、企業戦略の大きな方向性を示す議論を重ねていく必要がある。
- ・リスク管理体制の整備を通じ、ガバナンスの更なる強化に努めるべきである。
- ・取締役に対するトレーニングの機会提供については、より一層の充実を図っていくことが望まれる。

#### 【補充原則4-14(2)】

当社では、取締役就任時に、取締役として遵守すべき義務、責任等について専門家による講義や研修を実施することとし、取締役全員を対象とした会社経営に関わる研修会を年1回以上行うことを方針としております。また監査等委員である取締役においては、各種外部セミナーなどに適時参加し、業務および会計に関する監査スキル向上を図ります。

#### 【原則5-1、補充原則5-1(1)(2)】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のとおり株主との建設的な対話に関する方針あるいは体制を定めています。

1. 当社は、原則として総務、経理部門を担当する取締役をIR担当取締役としています。

2. 株主との実際の対話(面談)の対応者については、株主からの要望があった場合、面談の主な関心事項を踏まえた上で、IR担当取締役、技術担当取締役等が面談に臨むこととしています。また面談を補助する者として、総務、経理部門に担当者を配置しています。

3. 株主との建設的な対話の実現のため、面談の対応者、面談を補助する者は、必要に応じて社内関連部門から情報を得た上で、定期的にIR対応勉強会を実施しています。

4. 機関投資家、アナリストの皆様を対象とし、半期毎に決算説明会、個別訪問面談を実施しています。また、IRカンファレンスへの参加やIRスモールミーティングの実施など、建設的な対話の手段の充実に努めています。

5. 株主との対話(面談)内容は適時記録し、必要に応じて経営陣幹部にフィードバックをしています。

6. インサイダー情報(未公表の重要事実)が外部に漏洩することを防止するため、社内規定により、インサイダー情報の発生が認定された場合は情報管理責任者に社内イントラネットで遅滞なく通知することとし、面談の対応者にも速やかに伝達しています。

【補充原則5-1(3)】

当社は定期的に実質株主判明調査を実施することとし、株主構造の把握に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社FUKADA	703,000	5.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	561,000	4.31
橋本亜希	521,867	4.01
深田センチュリー株式会社	500,000	3.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	454,500	3.49
橋本信子	367,694	2.82
GOLDMAN, SACHS& CO.REG	357,500	2.74
深田麻実	334,500	2.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社・三井住友信託退給口	324,000	2.48
公益財団法人黒潮生物研究所	300,000	2.30

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

・大株主の状況は2019年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・2018年5月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、スパークス・アセット・マネジメント株式会社が2018年4月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

スパークス・アセット・マネジメント株式会社(669,600株、5.07%)

・2019年2月12日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーが2019年2月7日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー(1,371,700株、10.38%)

・2019年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社FUKADA他2者が2019年3月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、上記大株主の状況は確定した株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

株式会社FUKADA(1,203,000株、9.10%)

深田麻実(610,800株、4.62%)

トゥルンマーファダシュテファン(35,000株、0.26%)

合計 1,848,800株、13.99%

・2019年4月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行他3者が2019年3月29日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、上記大株主の状況は確定した株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

株式会社みずほ銀行(31,500株、0.24%)

みずほ証券株式会社(43,400株、0.33%)

みずほ信託銀行株式会社(299,100株、2.26%)

アセットマネジメントOne株式会社(339,700株、2.57%)

合計 713,700株、5.40%

・2019年5月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社他2者が2019年4月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、上記大株主の状況は確定した株主名簿の記載内容に基づいて記載しております。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】

三井住友信託銀行株式会社(363,000株、2.75%)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(232,200株、1.76%)  
日興アセットマネジメント株式会社(105,500株、0.80%)  
合計 700,700株、5.30%

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特別な事情はございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	17名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
岡野 勳	税理士													
西村 勇作	弁護士													
松村 真恵	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡野 勳			当社の独立役員として、届出ております	岡野 勳氏は、税理士としての専門的な知見および税務に関する豊富な経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、監査等委員会の取締役の職務執行監査・監督に反映していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されます。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

西村 勇作		当社の独立役員として、届出ております	西村勇作氏は、弁護士としての専門的な知見および幅広い経験を有しており、監査等委員である社外取締役として、監査等委員会の取締役の職務執行監査・監督に反映していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されます。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
松村 真恵		当社の独立役員として、届出ております	松村真恵氏は、税理士としての専門的な知見を有し、また税務署長等の要職を通じて培われた幅広い見識を、監査等委員である社外取締役として、監査等委員会の取締役の職務執行監査・監督に反映していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されます。また、独立性に影響を及ぼすような事情がないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助使用人である当社内部監査部門は、監査等委員会直属の機関であり、監査等委員会の指揮命令に服し、その人事権についても監査等委員会が有しております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会は補助使用人である内部監査部門から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、日常的かつ機動的な連携を図っております。また、監査等委員会で策定された監査計画に基づいて、監査等委員会および内部監査部門は、会計監査人との連携を強化し、情報の共有化を図り、適切な監査体制の構築に努めております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

### その他独立役員に関する事項

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度において以下の(1)～(5)に掲げる者のいずれにも該当しない場合には、独立役員であるとみなします。

- (1)当社またはその子会社の主要取引先(売上高、仕入高が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- (2)当社またはその子会社の主要借入先(借入金が1,000万円を超える法人等)の業務執行者
- (3)当社またはその子会社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、会計専門家、法律専門家
- (4)当社の主要株主(10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- (5)当社またはその子会社から1事業年度あたり500万円を超える寄付を受けた団体に属する者

なお、当社は独立役員の資格を満たす全ての社外役員を独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲・士気向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。  
('ストックオプションの付与対象者'補足説明参照)

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

・2018年6月20日開催の第75期定時株主総会において、当社グループの業績向上に対する意欲・士気向上を目的として、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)および従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する件について、ご承認いただいております。本ストック・オプションの割当対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名に90個、当社の従業員88名に490個です。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株です。  
・業績連動報酬に関する事項は、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、法令に従い、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、以下の報酬ポリシーに基づき、2019年5月16日開催の取締役会において役員報酬に関する新たな方針を決議しており、その内容は次のとおりです。

<報酬ポリシー>

- ・市場および当社での経験・貢献に対して、適正な報酬水準と報酬構成を実現する。
- ・年度計画の達成に向けてドライブをし、中長期にわたり役員モチベーションを維持する。

<役員報酬に関する方針>

当社の役員報酬は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、当社と規模や業種の類似する国内の他企業の報酬水準との比較および当社の財務状況を踏まえて決定されます。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、固定報酬と業績連動報酬により構成されます。
  - ・固定報酬は、外部調査機関による調査データに基づく規模や業種の類似する他社水準をもとに設計した役員別レンジの範囲内で、各取締役の貢献と経験の評価をもとに個人別に決定されます。
  - ・業績連動報酬は、短期インセンティブ(年次賞与)として、主に単年度の連結売上高および連結営業利益額の目標達成率と当期純利益を全取締役共通の評価指標とするほか、各取締役の担当部門業績なども加味して個人別に決定されます。支給額は、目標達成時を100%として、0%~150%の範囲で変動します。
  - ・中長期インセンティブ型報酬は、2020年度からの導入を目指して制度設計を行います。

2. 監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されます。

## 【社外取締役のサポート体制】

総務部は、取締役会の資料を事前に社外取締役を含む取締役に送付することにより、審議の円滑化に努めております。  
また、内部監査部門とは、監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を出すなど、日常的かつ機動的な連携を図ることで、情報の共有化を行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等



氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

#### その他の事項

制度はありますが、現在は対象者はおりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・ガバナンス機構に関する現状の体制

取締役会、監査等委員会、会計監査人、経営会議、内部監査部門等の機関において、業務執行、監査・監督、指名、報酬決定の各権限を分配し、各機能が法令および定款等に基づき、適正に機能するようなシステムを構築しています。

(取締役会)

取締役会は、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されます。法令、定款、取締役会規程で定められた事項や経営の基本方針等の重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。なお、取締役の男女構成については、男性10名、女性2名の構成です。

(監査等委員会)

監査等委員会は、原則として毎月1回および必要に応じて臨時に開催されます。監査等委員会で策定された監査方針および監査計画に基づいて、内部監査部門および会計監査人との連携の強化や情報の共有化を図り、適切な体制の構築に努め、取締役の職務執行を監査します。

(経営会議)

経営会議は、執行役員等の幹部社員で構成され、原則として毎月1回開催されます。取締役会が定めた経営方針に基づき、新製品の開発、設備投資、生産および販売計画等の重要な経営課題に関して審議し、迅速に対応します。

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス委員会は、取締役社長、部門統括および監査等委員長で構成され、原則として半期に1回以上および必要に応じて臨時に開催されます。当社および当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を管理・処理し、もって経営および業務執行の健全かつ適切な運営に資するため、コンプライアンス施策の実施・運営を行います。

(保安全管理委員会)

保安全管理委員会は、生産部門、研究開発部門および管理部門担当の各取締役、各工場拠点の工場長ならびに労働組合関係者で構成され、原則として半期に1回以上および必要に応じて臨時に開催されます。当社および当社グループ会社における保安全管理の円滑な運営を図り、事故等を未然に防止するための取組を行います。

・監査の状況

(監査等委員会監査の状況)

監査等委員会を構成する社外取締役を含む監査等委員である取締役は、取締役会への出席ならびに監査等委員長の経営会議およびその他の重要な会議への出席を通じて、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しています。また、当社業務執行取締役と定期的に面談を行い、業務執行取締役から監査等委員である取締役への情報提供を行うことで監査の実効性向上に努めています。なお、監査等委員である取締役のうち2名は税理士資格保有者として財務・会計に関する十分な知見を有し、1名は弁護士資格保有者として法務に関する十分な知見を有しています。

(内部監査の状況)

内部監査等を担当する部門として、内部監査部を設置しています。内部監査部は、組織上独立した監査等委員会直属の機関とし、当社ならびに関係会社の制度、組織、業務および経営活動全般に対する監査、監査等委員会事務局等の業務を担っています。

(会計監査)

監査法人の名称: EY新日本有限責任監査法人

業務を執行した公認会計士: 指定有限責任社員 業務執行社員 和田林一毅、指定有限責任社員 業務執行社員 福竹徹

監査業務に係る補助者の構成: 監査法人の選定基準に基づき決定されており、公認会計士7名およびその他9名を主たる構成員としています。

・責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である取締役を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である取締役(社外取締役を含む)が取締役会における議決権を持つこと等により取締役会の監督機能を一層強化することで、さらにコーポレート・ガバナンスを強化ならびに企業価値を向上させることを企図して、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第76期定時株主総会は、2019年6月19日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、2019年6月開催の第76期定時株主総会より、議決権の電子投票制度を導入いたしました。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、第2四半期決算時に決算説明会を実施し、業績、事業環境と取組み等についてご説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の海外投資家向けカンファレンスなどに参加しご説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、決算情報、決算説明会資料、財務ハイライト等の情報を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、原則として総務・経理部門を担当する取締役をIR担当取締役とし、補助する者として、経理、総務部門に担当者を配置しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステラケミファ倫理規程によって、当社社員、役員は高い倫理観と、社会的な良識をもって行動することが明定されております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISO14001を取得し、全社をあげて環境保全に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステラケミファ倫理規程によって、適宜適切に企業情報を提供することが明定されております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制に関する基本的な考え方は、会社法に定める内部統制の基本方針として取締役会にて決議を行っております。その決議内容は、毎年順次見直ししており、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他の業務の適性を確保するための体制として、各事項に必要な体制を整備することに努めております。

また、コンプライアンス体制の構築として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を社内を設置し定例的に開催するほか、内部通報制度等の運用も行っております。

一方、リスク管理体制の充実として、リスクマネジメント規程等の各種社内規程を制定、運用したうえで、事業遂行にともなう各種リスクを抽出し、優先順位の高いものから順次その対応を協議し、大規模災害時における事業継続計画実施要領等の社内規程を制定し順次見直しを行うなど、リスク管理に関する取り組みも行っております。情報管理体制については、文書管理規程および文書保存規程に従い、適切に管理および保存を行う体制を整備しております。

なお、子会社を含むグループ会社においても、関係会社管理規程を制定のうえ、各社の経営の自主性を尊重しつつ、企業集団としての役割や責任を定め、業務の適正を確保するための体制を整備し、適切な管理を行っております。

その他、監査等委員会の監査等の実効性を確保するための体制の整備として、内部監査部門を監査等委員会の指揮命令に服する部門として位置付けるとともに、取締役および社員から監査等委員会に報告を行う体制ならびに監査等に必要な費用については当社において負担する等の体制を整備しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方として、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げ、その旨を、ステラケミファ倫理規程において明言しております。

また、その他の整備状況としては、大阪府企業防衛連合協議会および東警察署管内企業防衛対策協議会の会員として情報連携を図ることや、電話対応マニュアルの準備、契約書への反社会的勢力排除条項の挿入等があげられます。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を増大させ、株価を市場に適切に判断していただけるようにIR活動等を通じ周知することが、現時点での最良の買収防衛策であると考えております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社および当社グループの会社情報の適時開示の基本的な考え方は、当社および当社グループに関する重要な経営関連情報、財務情報を株主・投資家およびすべてのステークホルダーに対し、法令および上場取引所の諸規則を遵守し、誠実に公正かつ適時・適切に開示を行い、当社および当社グループに対する理解を促進させ、適正な評価を受けることを基本方針としております。

適時開示に係る社内体制として、内部監査部門や監査等委員会によるモニタリング体制を整備するとともに、監査等委員会に、日常的に開示情報が伝達されるようにしております。

